

令和 2 年 3 月 2 日

総 務 文 教 委 員 会

阿久根市議会

1 会 議 名 総務文教委員会

2 日 時 令和 2 年 3 月 2 日 (月) 1 0 時 0 0 分開会
1 4 時 5 5 分閉会

3 場 所 第 1 委員会室

4 出席委員 濱田洋一委員長、竹之内和満副委員長、白石純一委員、
竹原信一委員、濱崎國治委員、牟田学委員、野畑直委員

5 欠席委員 濱之上大成委員

6 参 考 人 陳情 1 号提出者 西田数市氏

7 傍 聴 者 1 名

8 事務局職員 議事係長 牟田 昇

9 説明員

・市民環境課

課 長 松田 高明 君 課長補佐 平石 龍喜 君

係 長 野中 義昭 君

・総務課

課 長 松崎 裕介 君 課長補佐 尻無濱久美子君

係 長 尾上 覚史 君

・福祉課

課 長 川畑 幸博 君

・教育総務課

課 長 山元 正彦 君 課長補佐 牛濱 睦郎 君

係 長 東 岳也 君

・生涯学習課

課 長 尾塚 禎久 君 係 長 吉國 耕二 君

・企画調整課

課 長 山下 友治 君 係 長 岩下 亮一 君

10 会議に付した事件

- ・ 議案第 1 4 号 阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 1 5 号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 議案第 1 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- ・ 議案第 1 8 号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例

の制定について

- ・ 議案第 20 号 阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・ 陳情第 1 号 狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書

11 議事の経過概要 別紙のとおり

審査の経過概要

濱田洋一委員長

ただいまから、総務文教委員会を開会いたします。

本委員会に付託になった案件は、議案第14号 阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第18号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号 阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、陳情第1号 狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書、以上6件であります。

本日の審査については、配付いたしました日程表のとおり進めていきますのでよろしくお願いします。

○陳情第1号 狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書

濱田洋一委員長

それでは、陳情第1号を議題とし、審査に入ります。

市民環境課の出席をお願いします。

（市民環境課入室）

それでは、陳情第1号について、所管である市民環境課に、本市の犬（猫）の飼養状況等の説明をお願いします。

松田市民環境課長

狂犬病予防事業について、御説明いたします。

市民環境課は令和元年度から狂犬病事業について担当しております。犬の登録数は平成30年度末で1,083頭であり、今年度中に犬を新たに登録、転入された方が60頭であります。混年度中に死亡または市外等へ転出したことにより登録抹消した犬が98頭であります。令和2年1月末日現在の登録数は1,045頭であります。予防注射については、犬の登録に対して、昨年3月に、市報配付時に飼い主に通知しております。令和元年度は4月9日、火曜日ですが、4月9日から4月17日までの6回を実施し、各公民館を回り予防注射を行い、公民館に行けなかった方々には、4月27日、土曜日、脇本地区公民館をはじめ、5カ所の地区公民館等で予防注射を実施しております。この2回の予防注射を受けられなかった方々には、飼い主が動物病院等で予防注射を受けるか、10月に再度予防注射を受けるように本通知をお願いしております。また、市内で15歳以上の犬を飼育されている方々に要望注射を受けていないか調査を実施しております。対象者は103頭で、回答があったのは38件、約37%でありました。回答した15歳以上の飼い主の報告で、3件が今でも犬を飼っている。残り35件全てすでに死亡しているとの報告がありました。令和2年1月末日現在の登録数が1,045頭であり、予防注射を受けた犬が749頭であります。まだ、注射を受けていない犬が296頭いるところであります。この296頭で予防注射を受けていない原因はすでに犬が死亡しているか、飼い主と転出しているか、予防注射を受けていないかが考えられます。今後も飼い主に対して予防注射を受けるように指導していきたいと思っております。また、死亡、転出の報告の手続を

指導していきたいと思います。猫については、登録とかそういったものはございませんので、市内に現在何匹買われているかというのはわからない状況であります。以上報告させていただきます。よろしくお願いします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

基本的なことを知らないので教えてください。

狂犬病というのが現実発生したとか、そういう話はどの程度なって、その事実はどういうふうになってるのか。それから阿久根市でもあるのか。

濱田洋一委員長

一問一答で。

竹原信一委員

今の一つの件だから、含めて教えてください。

[発言する者あり]

阿久根市でそういう話があったのか。全国の話と阿久根市の状況、狂犬病の話。

松田市民環境課長

狂犬病にかかった犬がいるかということなのですが、自分たちも1年ということであるんですが、日本国内において狂犬病にかかったということは、全国的にも、県内でもないということだと思っていますところであります。

竹原信一委員

狂犬病のワクチンというのは幾らかかるんですか。

松田市民環境課長

予防接種料が阿久根市では3,400円であります。

竹原信一委員

それは毎年せないかんというものなんですか。

松田市民環境課長

1年に1回毎年になります。

竹原信一委員

登録とか、あるいは注射をしなかった場合の罰則というのがあるんですか。

松田市民環境課長

登録については1回のみで3千円払ってもらっているんですが、罰則についてはちょっと今、確認ができていないんですけど、こちらとしても登録については、予防接種については、何らかの制度があるということで、再度確認させていただいて報告させていただきます。

竹原信一委員

この同じような市に対する補助というこれはあるんですけれども、よそでもこういうことを実施している自治体について教えてください。

松田市民環境課長

今回の補助のこちらに対しての要望書というのが上がってきたわけなんですけど、出水保健所等にも確認したんですが、県内でも予防接種に対する補助はないということでもあります。

竹原信一委員

県内だけですか。全国的にはどうなのかというのは調べてないんですか。

松田市民環境課長

先ほどの確認の中では、全国的にもないという報告は受けたんですが、そこについては再度確認はしたいと思います。

竹原信一委員

陳情が担当課にもあったらと思うんですけども、この件に対して、担当課の今のところの考え方、及び市長の考え方を教えてください。

松田市民環境課長

今回、西田数市氏より市に対しての要望書が来た中で、受付を行って、市長、副市長と協議をさせていただいております。この中で、市としては狂犬病予防法というのがございまして、毎年、年1回予防接種を受けることが、犬の所有者だけでなく、所有者以外の者で、それを管理する者に対しての義務付けられているということと、その費用は犬の所有者またはそれを管理する者が負担するということが明記されているところであります。犬を飼うことは義務でなく、あくまでも個人の好み、嗜好によるものであるということ等も含めて、今回については市としては、補助することは難しいということと考えているところです。

竹原信一委員

市長に対してこの件を報告した日と、協議をした日はいつか教えてください。

松田市民環境課長

市のほうに正式に申請を受理したのが、本年の1月30日でございます。それ以前に西田氏より最初は減免ということで来た関係で、そのお話というのはさせていただいているところなんですけど、そこについての最初の部分の日付というのは、また確認させていただきたいと思います。正規の要望というのは1月30日に出ております。

竹原信一委員

市長への報告と協議の日はいつですかと。

松田市民環境課長

それについては再度確認させていただきたいと思います。昨年12月17日に協議をさせていただいているところです。

竹原信一委員

それが最初の報告とは別の日なんですね。

松田市民環境課長

そうです。

竹原信一委員

報告の日は覚えてない、調べると。

松田市民環境課長

報告というのは。

[発言する者あり]

竹原信一委員

申請は11月30日にしましたっけ。そして、こういう申請が来てますけどという話を市長にしたのはいつですか。そのあと協議をしたわけでしょう。その話ですよ。

松田市民環境課長

その協議については再度確認して報告させていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

挙手をして発言をお願いします。

ほかの委員からございませんか。

白石純一委員

今の質問の再確認なんですけれども、最初にこの陳情者から協議という形でお話があったのが12月11日いいんですか。

松田市民環境課長

市長、副市長と協議したのが12月17日であります。

白石純一委員

これは口頭ベースでのお願い、協議ということによろしいんですか。

松田市民環境課長

これについては以前、西田氏より1月30日に受けた部分の前の陳情があったものですから、それについてこういう話が来てますということで、書類を確認させていただいて、報告をして、12月17日に協議結果というのを確認を再度したということです。

白石純一委員

最初に、この12月17日の前に陳情があったんですか。

松田市民環境課長

そのとおりであります。その申請の部分については、再度、日付をおって説明させていただきたいと思います。

白石純一委員

できれば書面でいただければ確認しやすいと思いますので、よろしくお願いします。それと令和元年から市民環境課の担当になったということですが、それ以前はどちらになるんでしょうか。

松田市民環境課長

健康増進課であります。

白石純一委員

その時の資料は引き継いでらっしゃるということによろしいんですかね。

松田市民環境課長

令和元年度から事業を実施するということで、前年度に担当係長と1年間一緒に事業をさせていただいたということで、どういう事業かというのがなかなかわからないということで、健康増進課からこれがあるから一緒にどうですかという話があったものですから、令和元年度から遅滞なく事業ができるようにということで、一緒にいろんな会合とか、そういったところにはということです。

白石純一委員

事業とおっしゃいましたけど、予防接種という事業は以前からあったわけですね。事業というか予防接種自体。担当替えがあって、令和元年度から市民環境課。以前の健康増進課で持っていた狂犬病の接種率だとか頭数だとか、そういう資料、データは引き継いでいるという理解でよろしいですか。

松田市民環境課長

引継ぎは令和元年度のところで行っているということで。

白石純一委員

引継ぎというのはデータ、資料を引き継いでいるという理解でいいんですか。

松田市民環境課長

そうであります。

濱田洋一委員長

ほかの委員から御質疑ありませんか。

竹之内和満委員

別件の質問なんですが、市役所が保護犬の頭数をどのくらい保護しているのか、それをお聞きしたいと思います。

〔発言する者あり〕

一時保護ですね。たいがい区長さん方からこういう犬がいますので、引き取ってくださいというふうに来ると思います。

濱田洋一委員長

今、言われるのは区長さんから、または市民の方も含めてですけれども、市のほうにそういった引き取り等の要望であったりとか、対応してほしいということがどうでしょうかということですが、よろしいですか。

松田市民環境課長

今年1年間で、保護件数というのは再度報告させていただきたいと思うんですが、区長さんとか、犬が家から出てるという連絡がありまして、自分たちが捕獲に行きます。その中で、飼い主が分からない部分については、その地区のほうにですね、区長さんに放送をお願いしております。放送するお願いの中でですね、大多数が飼い主の方が来られるということで、来られない方については、出水保健所のほうと連絡をして引き取っていただくということになるんですけれども、保健所のほうもさつま町にある引き取りのところで1、2週間ということでは聞いているんですけれども、年間、保健所に引き渡している犬というのは再度報告をさせていただきたいと思います。

竹之内和満委員

今、保護の流れを言われたんですけれども、市役所が扱って、そのあと所有者がいない場合には保健所に連れていくと。保健所はそれなりの処理をするということですね。引き取る人がいたら引き取ってもらい、殺処分の場合は殺処分という形になるわけですね。その殺処分の数というのは把握はされてないんですか、出水保健所管内で。

松田市民環境課長

殺処分の数というのは、これも保健所に確認させていただきたいと思うんですが、出水保健所の方が言われるには、殺処分についてもいろいろ情報等が流れる中でですね、できるだけ殺処分をしないような形で進めているということで、始良のほうに県の保護するセンターがあって、そこに保護することで対応しているような話を聞いているわけなんですけど、ただ、全てがそこに持っていけるかというのは非常に難しいところで、始良のセンターに持っていくのについては、各保健所が確認をして、登録に対してそういったことができるということができた犬だけをですね、そのセンターに持っていくということで聞いております。その頭数については再度確認をさせていただきたいと思うんですが。保健所が預かるときに手続等の負担金というのが、成犬については1頭2千円、子犬だったら1頭400円とかですね。猫については1頭千円であったり、子猫であったら1頭200円とか、そういった決まりがあるんですが、その分についてもですね、引き取りの場合についてということになっておりますので、先ほどの数字については報告させていただきたいと思います。

竹之内和満委員

わかりました。保護を頼む場合にはですね、2つの方法があって、市役所に頼むか、警察

に頼むかなんですよね。警察に頼むと遺失物取得ということで、やっぱり警察が引き取りに来て保護してもらうんですけれども。警察との連携というのは取れてるんですかね。

松田市民環境課長

警察のほうも阿久根管内、出水管内でもあるんですが、警察のほうから自分たちのところに連絡が来て現場に向かったりとか、この間も出水であったのは、出水の警察から直接保健所の担当のほうに電話があったということで、こちらに電話が来たときは、取り合えず現場にまず行って、そこを調査して、警察の方々と話できる体制はできているというふうに思っています。

竹原信一委員

日本で狂犬病が見られなくなってから何年経ってるかを調べてください。

松田市民環境課長

今、数字は持っていませんが、その辺りは調査していつぐらいからというのは確認させていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様方からありませんか。

牟田学委員

ちょっと聞いたんですけど、サクラネコという存在は聞いたことはありませんか。

松田市民環境課長

聞いたことはありません。

牟田学委員

実は2、3日前、女性の方なんですけど、その人が、言えば山猫ですよ。飼ってない猫をですね、自分で手術をさせて、避妊手術ですよ。それをしているのに、その人が言うことは自分は子猫が生まれないように自分のお金で処置をしたと。ところが市役所からストップがかかったような話を聞いたんですけど、そういうのを聞いてませんか。

松田市民環境課長

市役所からストップがかかったというのは、最近で思うところによれば、脇本の梶折鼻公園内の敷地で猫を、そういった餌を与えているということで、対応されている方がいらっしゃいます。その中で、地域の方であったり、近くで畑をされてる方がいらっしゃって、エサをやったあとのごみ問題とかいうことで連絡が来まして、市民環境課と公園の担当の都市建設課のほうで現場で状況を確認させていただいて、本人に都市建設課のほうから連絡をとって、話はされたんですけど、あと現場で確認させてくださいというところで、そこにはまだ至ってないところで。市民環境課についても近くの畑を管理されてる方にお話を聞いてですね、猫の状況とか、あるいは地域の方々がどのように思ってるかというのは、近くにそんなに家はないんですけど、いらっしゃった部分については確認をしてもらってます。その中で、場所的には結構離れているから、猫についてはそんなに考えていないんですけど、ただ、ごみの問題があるからということで、苦情のほうはあったことは確かであります。

牟田学委員

その人が言うには、エサをやっている猫を自分で鹿児島かどっか持って行って避妊の手術をしたんだという話だったんですよ。今、課長の話もありますし、そこはまた本人に確認をせないかとだけでも、彼女は増やしたらいかんと。

〔発言する者あり〕

だから、今、課長が言うようにそういう苦情があったと。ごみの問題とかですね。でも、

彼女はよしと思ってしたと思うんだけど、そこ辺りの処置の仕方もあるんじゃないのかなと。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

簡潔に、どこを所管課のほうに聞きたいか。

牟田学委員

そういう問題があったということを確認したかった。

〔発言する者あり〕

市役所がとめたという話を聞いたから、その確認をしたかった。

〔発言する者あり〕

松田市民環境課長

エサを与えることに対してとめたという話でございますけど、最終的にはエサを与えたりとかというのについて、市の管理地であるということと、あとのごみの処理ができてない部分での話はさせていただいたというふうに聞いております。ただ、ほかの地域にもそういったところはあって、動物愛護団体の方で、補助で猫の去勢を、実質的に増やさないような形で動いているというのは自分たちも、この方に限らず、阿久根市内で活動されてる話も聞いております、これは保健所からなんですが。そういったものについては、担当課としてはこれ以上猫が増えない、地域でも問題になっている部分については、非常にありがたいというふうに考えているところであります。

竹原信一委員

最初、牟田委員が言われた話は、サクラネコ、これは避妊手術をしたときに病院が耳の先っぽをちょっと切るやつですね。それを手術をする野良猫に対してそういうことをした人がいて、それに対して市役所がするなというようなことがあったのかという話です。そういう避妊手術を勝手にしてもらっては困るということを市役所は反応したことがあったのかというふうに最初の質問は聞こえましたが。

松田市民環境課長

先ほどの話は、市が管理する公園内でのごみの問題も含めたところで、あと食べた缶とか、そういったごみの処分がきちんとできてないと、置いたままであるということ等がありましたので、そこについてはやはり公園を管理する都市建設課としては、そこについてはエサやりはだめですよということで、その去勢の問題については話はしてないところであります。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかの委員の方から。

濱崎國治委員

この陳情書はですね、狂犬病予防接種や猫のワクチンを補助してほしいということなんです、狂犬病の予防接種料は3,400円ですか。猫のワクチン代というのはどれくらいなんですか。

松田市民環境課長

猫のワクチンについては、市民環境課で行っていないものですから、そこについては料金が幾らというのは分からないところであります。

濱崎國治委員

猫のワクチンというのは市では行っていないということですね。一般的に市ではなくて、民間で行っているという話は聞かれたことはありますか。

松田市民環境課長

民間ではワクチンを対応しているという話は聞いているんですけど、行政側でというのは行っていないということでもあります。

野畑直委員

1月末で1,045頭ということで、749頭が予防接種を受けて、296頭が接種を受けていないということでしたけれども、最初、登録するときに登録料を3千円もらって、そのときに飼い主の名前等の把握はされてるんですか。

松田市民環境課長

登録については犬の名前とか、住所、所有者等を申請されて登録されているところであります。

野畑直委員

先ほど、296頭の予防接種について、死亡したのか、転出されたのかわからないという発言もありましたけれども、このことについて、接種した犬の飼い主、そして接種していない飼い主が当然分かっていると思うんですが、登録するときには3千円払って登録するけれども、死亡した、あるいは転出するときの確認はできてない状況ということですか。

松田市民環境課長

あくまでも転出、死亡については本人が申請されるということでもあります。このところによって、15歳以上を今回したというのが、15歳以上はなかなか生存が厳しくなるということで、実際、103頭いる中で、こういった方々がどのような状況かということで、調査を10月に実施したわけなんですけど、ほとんどが死亡されているということがあって、今後は296頭の方々についてもさらに調査を進めて、また、転出とか死亡については手続きを行ってもらおうということでのお願い等も市報等でしていきたいというふうに考えているところであります。

野畑直委員

登録するときに犬の名前、飼い主等がわかっているのであれば、その時点で死亡した、あるいは転出されたときの義務というか、そういうものをやはりどうですかと役所のほうから聞くのではなくて、飼い主に責任を持ってもらうためにも死亡しました、転出しますというものを登録時に決めごととしてお願いしたほうがいいと思いますが、そういうことでないとおろそかになってしまうと思いますから、今後は登録時にそういうものも義務付けておく必要があると思いますけど、どうですか。

松田市民環境課長

今、言われる新しく登録される方についての今後の手続きをきちんと行うということで今言われたんですが、確かにそのとおりであります。市民環境課についても、今、1年手続きしている中で、そこの今までの実施とかそういった状態も確認させていただきながら、そういった通知をしていない場合、連絡してない場合についてはですね、そういったことも新たに追加する必要があるというふうに考えているところです。

濱崎國治委員

もう一つ確認したいんですが、この陳情書にはですね、保護する必要があるというので、狂犬病予防注射やワクチンということでもしてあるんですが。また、下のほうでは猫のワクチンということでもしてあるんですが、犬もワクチンというのはあるんですか。

松田市民環境課長

犬のワクチンというのが、自分たちは予防接種というふうに考えているところなんですけど、ここがどう違うかというのは、今のところ誠に申し訳ありません、わかりません。

竹之内和満委員

ワクチンは三種混合ワクチンだと思うんですが。これは市がするんじゃないくて、飼い主が病院に行って年に1回受けるワクチン、8千円ぐらいだと思います。

〔発言する者あり〕

竹之内和満委員

ワクチンはそういうことだと思います。あと、フィラリア予防とか、それは飼い主によってしたりせんかったりとかあるんですが、大体、この混合ワクチンは飼い主はしますね。これは市が絡むわけではないですね。

白石純一委員

今のものに付け加えると、さまざまな病気予防のためのワクチンを犬には接種したほうが、より健康状態は保たれると。ただし、市が義務づけているワクチンは狂犬病予防のワクチンのみだという理解でよろしいでしょうか。

松田市民環境課長

そのとおりであります。

白石純一委員

ちょっと違う質問なんですけど、この陳情書の下から5行目にあります、犬や猫の飼育者が長期入院等、やむを得ず施設や病院等に犬、猫を預けた。例えば飼育者が長期入院等、あるいは高齢になって飼えなくなった、あるいは飼い主の方が亡くなられたときなど、この犬、猫などを引き取ってほしいという依頼、相談は市のほうには複数、今年でもあったでしょうか、今年度。

濱田洋一委員長

今、白石委員が言われたのは、いわゆる陳情書の中で低所得者等からのですね、それを含めた狂犬病予防接種等の補助の依頼があったのかと。

〔発言する者あり〕

白石純一委員

犬、猫の飼い主が、例えば長期入院するだとか、あるいは高齢で飼えなくなっただとか、あるいはその方が亡くなられたなどで、その親族の方も含めてですね、犬、猫を引き取ってくれないか、あるいはどうしたらいいかというような相談、あるいは引き取りの依頼というのは市に今年度あったでしょうか。

野中環境対策係長

今年度1件なんですけど、高齢の方ですね、ちょっと犬が飼えないということで市のほうに相談がありまして、こちらとしては一旦預かって、出水保健所のほうにお持ちして、それを動物愛護センターのほうで飼い主を探してもらえないかということで預けていたら、飼い主さんが見つかったということで、そういう事例は1件ございました。

白石純一委員

飼い主が見つかった、つまり新たに引き取っていただく里親さんが見つかったということですね。その時、その対象となった犬は狂犬病の予防接種はされていた犬かどうかはわかりますか。

野中環境対策係長

確認して、その犬は狂犬病の注射をしておりました。

白石純一委員

予防接種をしていない犬も当然いるわけですが、その理由として低所得であってなかなか負担できないという理由でされてないという方がおられるかどうかというのは把握はされていますか。

松田市民環境課長

予防接種を受けていない犬についてのお話なんですけど、その方が低所得かどうかの確認はしておりません。原因として、先ほど15歳以上に対しての部分というのが、調べてみたら報告があったのが死亡している犬がほとんどだったということもあったんですが、その残りの犬についての今後の調査というのもですね、言われた部分であったりとか、所得についても今後はそれに対しての所得調査というのも調査する必要があるかと思うんですが、現在のところは行ってないところであります。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方々からありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは先ほど委員の方からありました書面等でいただければと思いますので、よろしいですか。

なければ以上で市民環境課への質疑を終結します。

本件については議案審査後に再度審査に入りますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

（市民環境課退室）

（休憩 10:43～10:46）

（総務課入室）

○議案第14号 阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き審査に入ります。

それでは、次に、議案第14号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第14号、阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

議案書は13ページ、条例議案等参考は1ページをお願いいたします。改正の主なものについて御説明いたします。はじめに、第1条関係は、阿久根市情報公開条例の一部改正であります。第5条の公開請求権では、これまで市の区域内に住所を有する者や事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市が行う事務事業に利害関係を有すると認められるものなど、市に何らかの関係性を有する方々に請求権を限定しておりましたが、今回「何人も」と規定することで、市内、市外と問わず、誰でも公文書の公開を請求することができるように見直しを行ったところであります。議案参考の2ページを御覧ください。第18条の手数料については、公文書の公開を受けるものは、阿久根市手数料条例に規定する手数料を納めなければならない旨、規定をしておりましたが、今回の改正により、手数料については無料と

し、写しの交付に要する費用のみを負担していただくよう見直しを行いました。

次に、第2条関係であります。第2条関係は、阿久根市個人情報保護条例の一部改正であります。第25条の手数料において、保有個人情報の開示を受ける者は、阿久根市手数料条例に規定する手数料を納めなければならない旨、規定をしておりましたが、先ほどの情報公開条例と同様に手数料については無料とし、写しの交付に要する費用のみを負担していただくよう見直しを行いました。

議案等参考は3ページになります。最後に、第3条関係は、阿久根市手数料条例の一部改正であります。阿久根市情報公開条例及び阿久根市個人情報保護条例の一部改正を受け、当該条例に関係します手数料に関する項目を削除するとともに、写しの交付に要する費用として、白黒1枚当たり20円だったものを10円に減額し、用紙の大きさについてもA3サイズまで1枚10円で写しの交付を受けられるよう見直しを行いました。なお、附則につきましては、この条例の施行の日を令和2年4月1日とし、同日以後になされる公文書の閲覧及び写しの交付について適用するものであります。

以上で御説明を終わりますが、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

竹原信一委員

情報公開請求、開示請求ですね、普通はね。公開してくれつつあって全体に向かって公開するわけじゃなくて、実際に行われるのは開示請求ですね。それを開示請求された文書がそこにある。それについて開示できない部分、個人情報みたいな部分については塗りつぶして開示することになるわけですかね。

松崎総務課長

情報公開の内容につきましては、全て公開する部分と、今、委員がおっしゃられたように一部黒塗りで公開しないという一部公開の部分、それから公開しないという非公開の部分、その3つの決定がございます。

竹原信一委員

そうするとですよ、公開という言葉は使わないほうがいいよね、実際やってないんだから。開示ですね、開示については開示請求があったことについて、これを準備しました、どうぞ御覧くださいというときには、市役所は一生懸命、原本はつぶせないですからね。見てもらうためにコピーを大量にして、その個人の部分を塗りつぶして、そしてそれを見ていただく、こういう作業になってくるわけですか。

松崎総務課長

今、委員がおっしゃられたとおりです。

白石純一委員

市民に限らず開示請求できるようになることは評価しますし、手数料が無料になることも評価します。ただし、1枚につき幾らという点なんですけれども、市中の料金をもう一度。本会議でもちょっとお伺いしましたけれども、市中の料金をお調べいただいたものを教えていただけませんか。

松崎総務課長

お答えいたします。コンビニエンスストア等の料金ということで御説明いたしますけれども、白黒1枚10円でございます。それからカラーにつきましては、B4サイズまでが50円、A3サイズまでが80円ということでございます。

白石純一委員

白黒はコンビニと同じ料金、ただカラーについてはB4までのものであるとコンビニより

も高いということなんですけれども、コンビニと同じ料金体制にすることはできなかったんですか。

松崎総務課長

本会議でも白石委員のほうから御質疑があったところでございます。その中で、A3サイズにつきましては、先ほど申し上げたようにコンビニでは1枚80円ということでございます。A3サイズを比較すればこの情報公開の手数料のほうが安いんですけれども、その部分について、課内でも検討していたところでありますけれども、具体的には情報公開請求があつて、請求者にお出しをするときに、まず見ていただいて、必要な部分をとというような作業もしていますので、そういう状況も含めて、今後の請求の状況を見ながら金額についてはさらに検討してまいりたいというふうに考えております。

白石純一委員

近隣、他市町の状況は把握されていますか。

松崎総務課長

カラーにつきましては、A4で申し上げてよろしいですか。

白石純一委員

できればA4以上のサイズも。

松崎総務課長

それぞれなんですけれども、安いところではカラーコピー鹿児島県が20円、高いところではいちき串木野市が100円というように、県内それぞれの金額になっているというところでございます。

白石純一委員

情報開示は市民の権利ですので、できるだけ、本当は市中よりも、民間の方は利益のためにやっている事業で。もちろん職員の方の手間は大変だと思いますけれども、市民の権利のためにやっているものですので、できるだけ市民に負担が、あるいは市民じゃないところからも請求があるわけなんですけれども、負担がかからないように検討を今後も続けていただきたいと思います。

竹原信一委員

今の話もそうだけど、例えばカラーのやつで原本がある。公開できない部分も含んでいたりする。それは例えば千ページも1万ページもあつて、それを元を見せる部分がありますよね。それに大量のお金をかけて印刷して、見せたくないところだけつぶして、その中からコピーする分だけ選んでその代金を支払う。大量に印刷してみてもらうためだったらこれは全部破棄ですよ。この手続というのはおかしくないですか。現実ですよ、実際には見てもらって、全部を見てもらう権利がありますからね、請求した分については。そして、見せられない部分はつぶす。それを紙にしないでデータとして画面上で見て、開示の段階。そしてその中から選んで印刷するときは紙にすると。そういう手続をしないとものすごい無駄が発生する可能性がありますよ。これやり方を考えないと。今、簡単でしょう、データにするのは。そしてそこだけをつぶして見て、そして印刷だけ選んでと。その実質的な作業をしないと、これ機能しませんよ。以上です。

松崎総務課長

今の御意見については今後の参考にさせていただきたいというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方から。

野畑直委員

先ほどの白石委員の質問に関してですけれども、今、役所のほうのコピーのリース契約というのは、サイズごとの契約ですか。それとも枚数になってるんですか。

松崎総務課長

枚数ごとの契約になっております。

野畑直委員

枚数ということは、A4をしてもA3をしてもその数によって、ただカウントしたものをリース会社に払うということで理解していいですか。

松崎総務課長

今、委員の御指摘のとおり、A4、A3とも同一の金額でございます。

野畑直委員

先ほどコンビニとの比較をされましたけれども、コンビニでする場合は枚数も少なくて、サイズもわかりやすく、A3が何枚で80円掛ける、そしてA4は安くてということはできると思うんですけれども、役所が今度はA3とA4と混ぜてコピーをされた場合に、その枚数を数えてその請求をするというのは、枚数が少ないときには簡単ですけれども、やはりリース契約をしている関係で、その金額は別として、やはり私は枚数でしていくことをやっていかないと、サイズごとの請求というのはなかなか難しいのかなと思っておりますので、その辺も含めて今後検討をされるようにしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。課長の考え方も聞いておきます。

松崎総務課長

今、条例の規定におきましては、サイズごとの計算になっておりますので、今後、行政の効率性等含めて、例えばA3のサイズをA4にコピーして、それで支障がなければ請求者はそれでいいんでしょうけども、図面等の大きなものについてはA3というサイズになるという場合もありうると思いますので、その部分、委員の御質問の内容については検討を進めてまいりたいと思います。

濱崎國治委員

基本的な関係なんですけれども、阿久根市情報公開条例の第5条で、阿久根市に何らかの関係があるということから、何人ということとしてあるんですが、その改正の背景といいますか、こういうことがあったからどなたでも公開、請求することができるとなった背景を教えてください。

松崎総務課長

行政機関における公文書のより一層の適正な管理と公開が進められているということでございます。今回、まちづくりビジョンの中で、適正な行財政運営が掲げられているところでございます。情報公開条例の目的に規定をしております市が保有する情報の一層の公開を図り、もって市政の諸活動を市民に説明する市の責務が全うされるようにするとともに、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市政への参加を促進し、公正で民主的な市政の推進に資することの実現に向けた具体的な対応として改正を行うものであります。また、県内の19市の中で阿久根市のみが住民等に限定をしていたということから、今回、何人ということでも改めるものでございます。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第14号について、審査を一時中止します。
休憩に入ります。

(休憩 11:03～11:13)

○議案第15号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き審査を始めます。
次に、議案第15号を議題とし、審査に入ります。
課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第15号、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。議案書は16ページから17ページ、条例議案等参考は4ページをお願いいたします。

この条例は、職員の健康確保や人材確保の観点等から長時間労働を是正すべきとして、超過勤務命令の上限の設定等が講じられた国家公務員の措置に準じまして、職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、時間外勤務命令の上限の設定等の措置を講じることについて規則で定めるため、条文中所要の整備を行うものでございます。

以上で御説明を終わりますが、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。

濱崎國治委員

勤務時間について、今、課長の説明で規則で定めるということでありましたが、規則でどういうふうに定められるかお聞かせください。

松崎総務課長

現在のところ、規則での制定の予定としましては、国家公務員に準じてということでございます。原則として、1か月に45時間、かつ1年について360時間の範囲内で、必要最小限の勤務命令を命ずるものとされているところであります。なお、国においては国会の関係であったり、それから法令協議、予算折衝等に従事するなど、業務の量や時期が各省の枠を超えて他律的に、自分たちの業務ではなくてほかの部署等の関係から決まる事情が高い部署に関する職員については、特例としてひと月について100時間未満、1年において720時間というような規定をされているところでございますので、本市においても、例えば時期的に忙しい時期があります税務課とか財政課等については、このような対処になってくるのかなというふうに考えているところです。

竹原信一委員

対応になってくるのかなって、まだそこら辺の文書はつくってはいないという話ですか。

松崎総務課長

この条例改正に伴って規則の制定を進めていくということでございます。

竹原信一委員

これが決まってから考えるという話じゃないでしょう。中の規則もこんなふうになる予定

ではあって、議案出してないといけないんじゃないですか。

松崎総務課長

今、先ほど濱崎委員にお答えした内容で規則の制定を予定しているということでございます。

竹原信一委員

今、答弁の中にあった税務課ですとかという話の超える部分についても、国と同じ数字にしようと考えていることなんですか。

松崎総務課長

先ほど申し上げた国の他律的な業務に該当する税務課、財政課等についてはそういう対象にするということでございます。

濱田洋一委員長

ほかの委員からありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第15号について、審査を一時中止いたします。

(市民環境課、福祉課入室)

○議案第 1 7 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第 1 7 号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

松崎総務課長

議案第17号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明申し上げます。

議案書は20ページをお願いいたします。条例議案等参考は5ページをお願いします。

この条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたことにより、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、本市の関係条例においても同様の措置を講じるほか、所要の改正を行おうとするものであります。

はじめに、第1条の一般職に属する職員の給与に関する条例の一部改正では、地方公務員法の一部改正に伴う条ずれの解消、成年被後見人に係る引用条項の削除及び字句の修正を行い、第2条は条例議案等参考は8ページになります。第2条の阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正では、見出しの追加及び地方公務員法の一部改正に伴う条ずれの解消、第3条の阿久根市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、成年被後見人に係る引用条項の削除。議案等参考は9ページになります。第4条の阿久根市印鑑条例の一部改正では、成年被後見人の文言の削除及び条文の修正。議案等参考は10ページになります。第5条の阿久根市職員等の旅費に関する条例の一部改正では、地方公務員法の一部改正に伴う条ずれの解消。それから、第6条の阿久根市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正では、児童福祉法の一部改正に伴う条ずれの解消を行うものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、担当課、それぞれ来ておりますので、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 11:21～11:22)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を審査を行います。

白石純一委員

条例の制定で、分かりやすく、どのような効果、意味があるのか教えてください。

松崎総務課長

今回の条例改正の趣旨としましては、成年後見制度の法律が改正されたことに伴い、はじめに成年後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないように、成年被後見人等を資格、職種、それから業務等から一律に排除する規定等、これを欠格事項と言いますけれども、設けている各制度について、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査をし、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定と適正化するために所要の手続を今回整備するというところでございます。したがって、成年被後見人であることを理由として、即、資格要件として満たしていないということではなくて、個別にその適正をきちんと判断して対応していただきたいというのが法の趣旨でございます。

白石純一委員

成年被後見人の方も、より職員として働ける可能性を広げようということでもいいんですか。

松崎総務課長

例えば一般職の職員採用試験において、試験等受けることのできる者の欠格事項から、今回、成年被後見人または被保佐人が削られることに伴って、成年被後見人であることを理由として、その試験自体を受験できないということをなくすというところでございます。

竹之内和満委員

ちょっとわからないところがあるので教えていただきたいんですが、5ページで、この変更箇所というのは法の何条によって失職、それは全部変わっているんですが、法第16条第1号と法第28条第4項の規定というのはどういうものでしょうか。

松崎総務課長

まず第16条の第1号に該当してということですが、これまでの地方公務員法の第16条の第1号では、成年被後見人または被保佐人ということで、先ほど申し上げた職員となり競争試験もしくは選考を受けることができない方について、これまで成年被後見人または被保佐人の方を対象としておりました。それから、第28条第4項の規定というところでございますけれども、第28条では職員の降任、免職、休職等について規定をしている条項でございます。これの第4項では、職員は第16条各号、先ほど申し上げた、のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失うということで、このことにつきましては、具体的には成年被後見人または被保佐人となった時点でその職を失うと

いう規定が従前あったところを削除するものでございます。

竹之内和満委員

この文面を削除するということで、整合性を全て消してあるじゃないですか。この文面に該当する失職を消すということは、この条例に関してはどういう狙いというか、効果があるんですか。

松崎総務課長

先ほど白石委員のほうから御質疑があったとおり、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定が従前あったものについて、心身の故障等の状況を個別的に、実質的に審査を行うというふうに変えることによって、成年被後見人または被保佐人であることを理由として、例えば職員の採用の資格とかについて有しないということをこの条例によってなくすということが主な理由であります。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第17号について、審査を一時中止いたします。

(総務課・福祉課・市民環境課退室、教育総務課入室)

○議案第18号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第18号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

山元教育総務課長

議案第18号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。議案書は23ページ、条例議案等参考は11ページを御覧ください。

この条例は、大学等における修学の支援に関する法律の公布に伴い、令和2年4月1日から低所得者世帯の者に対する大学等の授業料等の減免及び学資給付による修学支援が実施されることから、奨学金の貸付けに関する規定を見直すため、条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の条例では、授業料等を免除されたり、学資の援助を受ける者に対しては、奨学金の貸付けを行わず、または免除や援助を受けた額を差し引いて奨学金を貸し付けることができると規定しておりますが、この法律が施行されますと、授業料や入学金の減免を受ける、あるいは奨学金の給付を受ける者に対しては、本市の奨学金の貸付けを行わない、または相当額を差し引いた奨学金を貸し付けることとなります。

今回の国の修学支援による授業料等の減免や学資給付は、真に支援が必要な低所得者世帯の者の修学に係る経済的な負担の軽減を図るものであり、返済などの経済的な負担を伴うものではないことから、本市の奨学金についても、制約を設けず貸付けを行うこととする一方、他の奨学金等を借り受ける者については、返済時の負担等も考慮し、貸付けを行わないこととするものであります。

このことから、今回の改正では、第6条第4項を、「国、地方公共団体、その他の団体から奨学金その他これに類する資金を借り受ける者に対しては、奨学金の貸付けを行わない」とする規定に改めようとするものでございます。

附則は、条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

白石純一委員

今回、この改正を行うことは、来年度4月から私立の高校も含めて、いわゆる国が一般的に無償化と呼んでいる授業料の免除になるんですかね、あるいは国からの補助という形なのか。この制度が新たに設けられることによって、今までは授業料が免除された者は奨学金を受ける対象でなかったけれども、そのような国からの無償化の対象となった学生も奨学金を受けることができるということが可能になるという理解でよろしいですか。

山元教育総務課長

今、白石委員がおっしゃるとおり、この国の制度だけではなくて、そのほかのいろんな制度で貸付けによらない減免を受けたり、援助を受けられた方については、全て今回、この条例改正を行うことによりまして、併用して貸付けを受けることができるというふうに考えております。

白石純一委員

わかりました。改正後の条文で、奨学金その他これに類する資金を借受ける場合は、市の奨学金は受けられないということで、これに類する資金とはどんなものがあるのでしょうか。

山元教育総務課長

ここに上げてございますのが、国や地方公共団体以外にもいろんな法人だったり、大学等が設けてらっしゃる奨学金の貸付けであったり、保護者の方が利用される教育ローンとか、そういったものも含めて、そういう資金については対象にならないというふうに規定しているところでございます。

白石純一委員

具体的には、奨学金その他これに類する資金ということの中には、主に教育ローンを想定すればいいということですか。

山元教育総務課長

その他類するとありますが、いろんな大学等が設けている奨学金とか、奨学金というものではなくて、それに類するようなもので学生さんが利用する援助を受けるものというふうに考えているところでございます。

白石純一委員

教育ローンはこれには含まれないということでよろしいんですか。

山元教育総務課長

申し訳ございません。ローンは学生さんは利用できないので、ローンということではなくて、貸付けを受ける資金ということで考えています。

白石純一委員

これは本会議でも伺ったんですけど、議案第18号、議案書の23ページ、提案理由として大学等における就学の支援に関する法律が公布されたことに伴い、阿久根市の奨学金の貸付け、これは阿久根市の場合、高校生も対象になるわけですけども。ただし、提案理由の大学等における就学支援の法律、この大学等には高校は含まれないわけですね。ですから、どういう大学等における法律が公布されたことで阿久根市の高校生も含めた奨学金の貸付けに関

する規定を見直す必要があるのか、その辺の因果関係が分からないんですけど、教えてください。

山元教育総務課長

今回、提案理由の中では、大学等における就学の支援に関する法律ということで記載させていただいたところでありますが、これが一つの理由とさせてはいただいているんですが、これを機といたしまして、この制度によらないものでも、これまでも、例えば大学の成績が優秀な方が授業料を免除されたりとか、そういったケースとか、今の高校生の無償化の制度とかございましたので、そういったものを貸付けによらずに援助を受けられるようなものについては、全てこの奨学金の併用を受けられるような形に今回の条例改正で整理をさせていただければということで、お出しさせていただいてるところでございます。

白石純一委員

今言われた高校生の無償化によって、阿久根市の奨学金が影響を受ける。つまり、新たな高校生の無償化の法律によって阿久根市内の高校生が奨学金を受けられなくなるというのは困るので、それを一つの理由として今回条例を改正されたと先ほど理解いたしました。では、高校を含まない大学等における就学の支援に関する法律は、具体的にどのような内容なのでしょうか。

山元教育総務課長

今回の、この大学等における就学の支援に関する法律の中で対象となっておりますのは、一定の要件の認定を受けました大学、短期大学、高等専門学校、専門学校が対象というふうにされているところでございます。

白石純一委員

それはわかります。では、何で高校は含まない大学等の就学の支援に関する法律の公布が、阿久根市の高校生を含む奨学金の貸付けに関する規定を見直す必要があったかの因果関係が分からないんですけど、教えてくださいませんか。

〔発言する者あり〕

白石純一委員

質問の言い方を変えますと、法律の名前は把握してませんが、いわゆる高校生の私学を含めた無償化の新しい法律の公布によって阿久根市の奨学金の貸付けが変わるということは分かりますけれども、大学に関する就学の法律が阿久根市の高校生にどのような影響を与えるので、阿久根市の高校生を含む奨学金制度を変えなければいけないかというのが分からないんです。

牛濱教育総務課長補佐

これまでの高等学校等の就学支援金については、今現在も実施されているところであります。その分につきましては、高等学校の奨学金については、今減免をしていないということにしております。というのが、高等学校の場合については、保護者に直接援助するものではなくて、学校側が受け取って授業料として入れている関係から、これまでもその制度自体はあったんですけれども、その方々については、奨学金については減免、免除等はしていない現状であります。ですので、この制度の中である、今回の大学等の就学支援に関する中身でいくと、真に必要な低所得世帯のものに対する制度であると。それに対して大学とか短期大学、あるいは高等専門学校、専門学校等が対象になるということで、元々高校生に対しては免除等はしていない現状の中で、大学等の今回の法律に基づいて整理をさせていただいたと、そういう形で条例改正を提案したということになります。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 11:43～11:48)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第18号について、審査を一時中止いたします。

(教育総務課退室、生涯学習課・企画調整課入室)

○議案第20号 阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第20号を議題とし、審査に入ります。

課長の説明を求めます。

尾塚生涯学習課長

去る2月27日の本会議において、総務文教委員会に付託となりました議案第20号、阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

現在の働く女性の家は、働く女性の日常生活に必要な援助と福祉の増進に寄与することを目的として、昭和57年4月1日から供用開始され、施設を活用して各種の取組を行ってまいりました。しかしながら、施設の性格上、利用者の範囲が主に女性に限定されていることから、働く女性の家として運営を継続するよりも、利用者の対象を拡大し、男女問わず幅広い年代の市民の方々に利用していただく施設として運営していくため、働く女性の家を、今後公民館施設に転用し、中央公民館分館として活用しようとするものであります。

それでは、条例の主な改正内容について、御説明いたします。条例議案等参考の12ページをお開きください。まず、第2条の表に、新たに施設の名称と位置を追加するものであり、名称につきましては、阿久根市中央公民館鶴見分館としようとするものであります。次に、別表の1、施設使用料について、中央公民館鶴見分館の使用料として講習室1から4、料理実習室、軽運動室及び大会議室の使用料を追加しようとするものであります。なお、使用料につきましては、施設の現状に即して設定されている現在の働く女性の家の使用料と同様に設定しようとするものであります。条例の附則についてであります。議案書の29ページをお開きください。第1項で、この条例の施行日を令和2年10月1日からとし、第2項で、阿久根市働く女性の家条例は廃止することとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、議案第20号について、審査を一時中止いたします。

濱田洋一委員長

以上で、議案に対する所管課への質疑が終わりました。

ここで、ただいま審査いたしました議案について、採決に移りたいと思います。

議案に関しての賛成・反対の表明については討論の中で行うようお願いします。

○議案第14号 阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

それでは、議案第14号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

白石純一委員

所管課への質疑で申しましたけれども、例えば鹿児島市はカラーコピーについてはかなり安い。また一方では高い自治体もほかにあるということですが、高いところを参考にするんじゃなくて、安いところがあればですね、そういう安いところに近づけられるような努力、工夫をしていただきたいと思います。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

濱崎國治委員

私は定数料の費用負担についてはですね、高いところ、安いところ、それぞれあるようがありますけれども、あえて低いところに合わせるとか、高いところに合わせるんじゃなくて、平均的なところでいいんじゃないかなという気がいたします。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

竹原信一委員

情報提供という方法をですね、今、紙にこだわった環境下での議論だし、この条例なんですね。情報を提供するには、実際はデータとして1円もかからずにと言いますか、コンピュータからそのデータに入れましたからと、PDFに入ってますからと、こういうやり方も可能だし、例えば大きな図面だったりすると、そういう方法で渡すのが一番適切だとは思いますが、だから金額について、紙がどうのこうのという議論している段階で、もう時代遅れなんですね、今の話というのは。何千枚だろうが公開すべきものは積極的に公開すべきだし、すみません、このUSBに入れてくださいって、それで済む話なんです。今の環境から見ると、これは時代遅れだとは思いますが。市役所が体制を、例えば見に来た方には何千枚でもこの画面でご覧くださいとか、開示無料です。データを、こことこことここと、市役所場合はそのまま見せるわけにはいかんでしょうから、隠すべきところだけ塗りつぶしたやつをデータ上でやるだけ、画面上でやれば済む話ですね。そして、これを欲しいというときには、USBを持ってきてもらえばほとんど無料でわたすこともできるし、むしろそういう方向で取り組むべきだと思います。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

竹原信一委員

この条例、何人ということ、誰にでも公開する状況になるというのが非常に望ましいこと、もともとあるべきことだったと思います。それはあるんですけども、例えばこれが開示請求の内容が1万ページありました。そのとき市役所は開示できない部分を塗りつぶしたコピーを1万ページ作ります。そして本人が必要な部分をさらにそれをコピーして持って行っていただく。膨大な経費をかけてしまう可能性があるし、条例化した以上、それを拒否することができなくなる。これは市役所が見ていただく体制、そして情報を持って行っていただく体制を整備する必要があると思います。この条例提案は望ましいことですが、体制を整備しなければ、これは非常な負担を生み出すし、そしてコピーするのに日にちがかかって、要求された情報公開までの本来決まった日数をどんどん超えていくというようなことになりかねません。これは整備する必要があると思います。以上です。

〔発言する者あり〕

一応、賛成です。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第14号、阿久根市情報公開条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議案第14号は可決すべきものと決しました。

○議案第15号 阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第15号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第15号、阿久根市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第15号は可決すべきものと決しました。

○議案第 17 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第17号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第17号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第17号は可決すべきものと決しました。

○議案第 18 号 阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第18号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第18号、阿久根市奨学金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第18号は可決すべきものと決しました。

○議案第 20 号 阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

濱田洋一委員長

次に、議案第20号を議題とし、各委員の御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に本議案について討議に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、次に討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、討論を終結いたします。

それでは、議案第20号、阿久根市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって議案第20号は可決すべきものと決しました。

以上で午前中の審議を終了いたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 12:03～13:00)

○陳情第1号 狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

陳情第1号、狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書を議題といたします。

なお、陳情者から新たに資料が提出され、陳情書文章の一部を補足したいとのことでありましたので、先日、参考資料として配布いたしましたのでよろしくお願いいたします。

さらに、ただいま皆様方のお手元にありますけれども、これも本日、陳情者のほうから提出されました。このことについてもいろいろ説明をいただきながら、御質問をお願いしたいと思います。

それでは、本陳情書について、提出者に説明を求めることといたします。

提出者の出席をお願いいたします。

(参考人入室)

濱田洋一委員長

それでは、参考人として陳情提出者に出席をいただきました。

本日は、本委員会の審査に際し、出席いただきありがとうございます。

委員会を代表してお礼申し上げます。

それでは早速ですが、陳情者から陳情趣旨の説明をお願いいたします。

西田参考人

最初に、ペットはまず飼い主である人が最後まで面倒を見るというのが義務付けられています。それを踏まえて聞いてください。

まず、その義務なんです、なかなか高齢者になった場合に、特に認知が始まり、長期入院、また施設に入るとき、どうしても預ける場所がないという意見をいただいて、これは全国的にもこの課題が問題になっているところです。私は営利を求めない形で動物保護施設を出水保健所から許可をもらいまして、受け皿として開設したところです。そこで高齢者の方が、最後まで面倒見ると義務付けられてる立場の方が、どうしても面倒を見れないという状況に、今陥ってる状態が全国、また出水地区、阿久根市でも起きている状態になっています。そこで、最初のうちは狂犬病の注射は年に一遍、ワクチンも注射も受けている状態になっていますが、だんだんと生活が困難になり、狂犬病の注射、ワクチン、打てなくなった状態で。

〔発言する者あり〕

そう状態の人たちが、今現在増えてきているのは事実なんです。それで私はもし、出水保健所に条件を出して、高齢者で1人住まいで、低所得で長期入院、施設に入るのに保護しますということで、保護した犬、猫に対して、もしくは登録していない、ワクチン、狂犬病の注射をしてないという方も出る可能性があるということで、こういう陳情書を出したところでもあります。とりあえず以上です。

濱田洋一委員長

参考人に言いますけど、陳情書を出していただいた中身についての説明はよろしいですか。この説明はしなくてよろしいですか。

西田参考人

この説明ですね。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

西田参考人

いいですよ。

濱田洋一委員長

しなくていいということですか。

西田参考人

はい。

濱田洋一委員長

提出者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

竹原信一委員

先ほど可能性があるという言い方だったんですけど、実際はそういうことが既に起こっているんですか。

西田参考人

出水保健所と連絡取り合って、出水地区でもそういう方がいらっしゃるということで相談を受けているみたいです。

竹原信一委員

陳情者のところに高齢者から預かって、その方の負担が大きいのでどうにかしてほしいということではないんですね。

西田参考人

今のところはストップをかけているところです。

竹原信一委員

ストップと言いますと。

西田参考人

今、受入体制はできているんですが、今、相談があったところからまだ受入れていない状態です。

竹原信一委員

陳情のように補助金が出ることになったら受入れるということなんですか。それとも陳情のこの要求が通らなかったら、高齢者からの受入れをしないという、こういう考え方なんでしょうか。

西田参考人

それは違います。私のほうが完全に整備してちゃんとできる状態になってから引き受けるように考えてます。

竹原信一委員

ということは、市がどういう対応をしようが、自分のところは受入れを始めるつもりだと。それはいつからの予定なんですか。

西田参考人

今の予定では4月からと思っています。

竹原信一委員

これによって補助金を出すということになった場合に、年間幾らほどを期待しておいででしょうか。

西田参考人

年間に対して私は4、5万ぐらいで十分足りると思っています。

竹原信一委員

狂犬病は3千円ぐらいでしたっけ、1頭につき。

西田参考人

3,400円です。

竹原信一委員

およそ20頭近く。そんなに数多くを受け入れるという考えなんですか。

西田参考人

そのつもりです。

竹原信一委員

あなたの家、あそことしては手狭ではないでしょうか。どこかほかにも場所があるんですか。

西田参考人

私の自宅にはもう一応受入れる体制はできています。あとはトリミングする、シャンプーするところはまだできてないところです。

竹原信一委員

周辺には家があったりするわけですよね。そういったところから苦情が来る可能性があると思われますけれども、そこら辺についてはどうなのでしょうかね。

西田参考人

私の家の、自宅の前の方にちょっと話を聞いてきたけど、今、犬が吠えてるけど気になりませんかということで質問したらですね、車が大通りだから聞こえてこないということでした。

濱田洋一委員長

ほかの委員の皆様方から。

白石純一委員

今、具体的に高齢者の方から相談があったということですが、その対象の犬は予防接種はされているかどうかというのは把握されましたか。

西田参考人

最初のころはちゃんと狂犬病のワクチンも受けていたということですね。

濱田洋一委員長

最初のころはと。今はしてないということですか。

白石純一委員

それは一つの陳情される、預かりたいけど、預かる可能性はあるけれども、狂犬病の接種が今はされていないので、また今後そういう例が出てくる可能性もあるので、こういう補助制度があればいいというふうに考えたという理解でよろしいんでしょうか。

西田参考人

よろしいです。

竹原信一委員

預かった犬が交配してその施設で増えるという可能性も出てくるわけですが、去勢をされたものを預かるというような考え方なんではないかな。その施設内で増えてしまう可能性についてはどのように対処されますか。

西田参考人

去勢していない犬、猫の場合は隔離して、猫の場合はゲージ飼い、ゲージで保護します。犬も隔離します。去勢している犬だけは自由にドッグランで遊べるような状態を設定しています。

濱田洋一委員長

ほかの委員の方から。

竹之内和満委員

陳情書の中で、どこまでの範囲の補助をお願いしているのか。例えば狂犬病予防接種だけなのか、プラス三種混合、というのがありますね。三種混合、五種混合、どこまでを範囲とされてるんですか。

西田参考人

犬の場合は、散歩に行ったときに、やっぱりいろんなものを食うわけです。そのために病気にさせないためのワクチンなんです。猫の場合はゲージに入れていけば、何て言ったらいいのか。エサを食った場合に病気をしないためのワクチンですので、私の場合は狂犬病と猫に対してのワクチン。

竹之内和満委員

犬は狂犬病、猫が混合ワクチンということですね。

続きまして、この補助制度は100%補助を求めているのか、それとも50%でいいのか。その辺りはどうですか。

西田参考人

できれば100%と思っていますけど、半額、半分補助とか考えているところもあります。

竹之内和満委員

ということは、この陳情書に書いてあります施術代に係る補助制度の創設をお願いしたいと。補助制度の創設をされるのが一番の願いというのか。

西田参考人

そうです。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ありませんか。

野畑直委員

この動物愛護施設を出水保健所から許可を受けたと、この許可年月日はいつですか。

西田参考人

10月の3日に許可がおりました。

野畑直委員

何年の10月3日ですか。

西田参考人

令和元年10月の3日です。

野畑直委員

今、この施設の許可をもらって犬、あるいは猫のそういう状況のものを預かるということですが、預かれる頭数はどれくらいを想定されていますか。

西田参考人

猫10匹、犬10匹です。

濱田洋一委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

濱崎國治委員

昨年の10月3日に許可を得ていらっしゃるんですが、それから今まで低所得者を理由として、予防接種代とか猫のワクチン代を払えないという人はいらっしゃるんですか。

西田参考人

今はその話は連絡は来てないところです。

濱崎國治委員

ちなみに、低所得者と思われる方で病院に入院とかそういうことで、飼育できないという方がどれくらいいらっしゃるんですか。

西田参考人

相談があるのは出水保健所にいろんな相談が来ているみたいです。出水保健所も施設に限度があり、今は枠内でいっぱいということで確認を今とっているところです。

濱崎國治委員

枠内でいっぱいというのはどういうことですか。

西田参考人

出水保健所でさつま町に保護施設があるんですが、そこも枠がいっぱいということで、限度ということです、今の状態は。

濱崎國治委員

この陳情というのは、動物保護施設24が、入院とかそういうやむを得ずに飼育できない人の犬、猫を保護する、飼育するという以上に、そのうちの低所得者についての狂犬病予防接種、猫のワクチンを補助してくれということなんですが、その把握というのはまだされていないということなんですか。

西田参考人

まだ低所得は守秘義務でなかなか教えてもらえませんが、行政に聞いてもですね。

濱崎國治委員

ということは、本人が私は低所得者だからこれをしてないんですけれども、預かってもらえませんかという要望があるということですか。

西田参考人

どうしても困っているという本人からの通達で判断するしか。結局、低所得か低所得じゃないかは行政に聞いても教えてくれないし、だから、本人がどうしてもこういう状態だから預かってくれという面談をした中で、また条件をクリアできてから預かるという形をとって

いくつもりです。

牟田学委員

この陳情書の中身は分かりましたけれども、ちなみにですね、今、猫10匹、犬10頭ですが、この陳情書の中身はワクチン、狂犬病の接種の代金の補助をということですが、犬10頭、猫10匹、もちろん餌代もいるわけですが、1頭預かるのに、どれくらいの預かり賃というのは設定をされているのでしょうか。

西田参考人

ここに一応契約書はあるんですが、値段的には、所得があつてこういう状態の場合の契約書なんですけど、注射代、餌代入れて大体2万円。

牟田学委員

1頭2万円。月。

西田参考人

月です。

牟田学委員

猫は。

西田参考人

1万5千円です。

牟田学委員

今、先ほど言われたように、この2万円と1万5円の中に接種代も入ってるということですね。

西田参考人

そうです、はい。

白石純一委員

犬が1頭2万円、餌代は大型犬、小型犬は全く食べる量が違うと思うんですが。

西田参考人

値段は一応変えてあります。大型犬、中型犬、小型犬と振り分けてあります。中型犬の値段を今。

[発言する者あり]

白石純一委員

ちなみに大型犬、小型犬の金額が決まっていたら教えてください。

西田参考人

大型犬3万、中型犬2万、小型犬1万5千円、猫と一緒にです。

白石純一委員

今日参考で配布されたものの中に、令和元年10月1日付けの市長に対する要望書というのがありましたけれども、これは出されたものという理解でよろしいですか。

西田参考人

10月1日に執行部に対して要望書として提出しました。

白石純一委員

これに対する執行部からの何か回答とかは、先ほど言われた何月何日かの協議という形で回答を返されたということでしょうか。ちょっと待ってください。

12月17日に協議があつたと先ほど執行部が言われましたけれども、そのときに執行部から口頭で何か回答があつたのでしょうか。

西田参考人

回答は1階の喫煙所でたまたま偶然に会って、そこで市長が断ったというのを口頭で聞きました。

白石純一委員

それが12月17日の言う協議ということなんですかね。

西田参考人

日にちはちょっとわかりませんが、口頭でそういうことでした。

白石純一委員

12月17日の協議という、執行部が言われた中身というのは、何かほかに心当たりはありますか。

西田参考人

動物に補助金を使うのがどうのこうのというふうに市長が言ってましたということでした。

濱田洋一委員長

正式に、例えば文書で要望書を提出されている中で、市のほうからの文書での回答というのはなかったんですか。

西田参考人

そこで私が市長室に行き、何で反対したのか聞きに行きました。そしたら、要望書は上がってきてないということでした。

野畑直委員

今、この参考人から令和元年10月1日に市長のほうに免除に関する要望書を提出されておりますけれども、先ほど出水保健所から許可年月日は2019年10月3日、この提出日は10月1日、それとこの文言の中に動物愛護施設を開設し、既に出水保健所から許可をいただいたところですよと書いてありますけれども、これは日付に合わないところがありますよ。

[西田参考人「どこの日付がおかしいですか」と呼ぶ]

委員長、説明します。市長に免除に関する要望書を提出されたのは、令和元年10月1日付けで、その文言の中ほどに、今般、私は自宅において営利を求めない形で御家庭で飼養されているペットの一時保護や譲渡を目的とした動物保護施設を開設し、既に出水保健所から許可をいただいたところですよと書いてあります。しかし、私は先ほど質問したときには、出水保健所から許可をもらったのは10月3日で、2日前に提出された文書と中身が食い違いがあるから、今お尋ねをしているところです。

西田参考人

出水保健所に申請を出したのは9月の半ば、許可が下りるという出水保健所からの電話ありましたので、電話で通達があったのは9月の下旬ですかね。正式に来たのが10月の1日ということです。

野畑直委員

こういうのは正式な文書ですので、内示で許可をいただいたとか、そういうことではないくて、私は今参考人に聞いたところそういう日付に食い違いがあるので、この文言はおかしいんじゃないですかというふうに尋ねたところですよけれども。実際に許可証というのは10月3日から効力が発生するものであって、市長に出されたこの要望書の中身についてはちょっと疑問を持っております。それはもう、今、参考人の説明でそういうことだったというのは理解します。それと、あとからもう1回もらいました動物病院等ということで、あとから陳情書の文言について説明を受けたんですけれども。その文言を読みますけれども、犬や猫

の飼育者が長期入院等やむを得ず当施設や動物病院等に犬や猫を預けというところが、動物病院等という文言を追加してもらいたい旨の参考人の書類をもらいましたが、動物病院とこういうことについて、何か話をされたことはあるんですか。

西田参考人

動物病院とはまだ協議はしてなくて、出水保健所と協議をしているところでした。

野畑直委員

この文言を見ると、動物病院ともこういう中身の話について、協議をした結果、こういう文言を追加されたのかなというふうに感じましたので、今、お尋ねをしました。それから、補助制度の創設のお願いという陳情ですけれども、昨年10月3日に許可を受けて、年間の保護頭数等が分からない状況ですけれども、この中で、私がこの補助金を個人的にも出すにしても、全く皆目見当のつかない数字であり、果たして、先ほど参考人は年間4、5万円あったらという話でしたけれども、その根拠についてもなかなか難しいのかなと思っておりますけれども。今、参考人が答えた年間4、5万というのは、犬10頭、猫10匹を保護したときの考え方でいいんですか。

西田参考人

そのとおりです。

野畑直委員

ということは、自分が預かれるか、預かれないか分からないけれども、最大限の頭数で補助を創設してもらいたいという考えということですね。

西田参考人

これは私の施設だけでなく、動物病院とか、保護している団体の要望を想定しての金額で一応言ったと思います。

野畑直委員

先ほどお尋ねしたときに、動物病院等とはまだ協議はしたことはないと言われることについて、やはりもう少し実績ができてからこういうふうな考え方が出てくれば分かるんですけれども、まだ半年もならない状態ですので、なかなか難しいのかなと思っておりますけれども。やはり、動物を愛護される趣旨はよく分かりますけれども、動物病院等ともよく話をする中で、ちょっと陳情書の提出は時期尚早かなというふうに考えますけれども、参考人の考え方はどうですか。

西田参考人

私は出水保健所から許可もらう前から保護活動はしてました。遡って7、8年になりますが、正式に出水保健所から許可とって、こういう活動をしていかないかんというふうに思い立ち、全国的にこういう問題が起きているか、やっぱり正式に保健所から許可とらないかんということで立ち上がったわけでございます。

竹原信一委員

この陳情の中でですね、中には低所得を理由に餌代や狂犬病の予防接種代、猫のワクチン代などの支払いが困難な場合も十分予測できますという理由になっておるわけですが、実際、預かれるときは最大3万円、毎月受取れる状況、それを出せる方に対してもワクチン代を市からの補助でやっていきたいというのは。

西田参考人

この経費を払える人の場合には対象外です、補助金は。低所得のみです。

濱田洋一委員長

挙手を必ずしてから、まだ答弁が終わる前に上げないでください。参考人が全て話が終わってからの挙手ということでお願いします。

竹原信一委員

そうなるのですよ、預かった動物の何%ぐらいが払えなくなるような可能性がある、そういう話になってくるわけですね。今、最初の考え方というのは、全部に対して補助を期待するというふうに聞こえておりますけれども、現実、推測でしかないけども、預かった動物の元の飼い主が破綻するというか、預かり賃を払えなくなるというのは何%ぐらいだというふうに考えておいででしょうか。

西田参考人

そこまではまだ考えていません。

牟田学委員

午前中の執行部の説明の中で、今、市役所に相談に来られて保健所に預かってもらっているというののが1件だったんですね。そうした中で、確かに保健所の許可は取っておられますけれども、今、竹原委員が言ったように、じゃあ裕福な方からは取らないですよという話でもあるし、1年ぐらい実績を積んで、何頭来るのかも今のところ分からんわけじゃないですか。そこ辺りの数頭とか、相談件数とか、そこ辺りを実績として実はこうなんだよというのがあればですね、しやすいのかなと思いますけれども。

濱田洋一委員長

意見でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

濱崎國治委員

先ほど大型犬、中型犬、小型犬、それぞれ月額の話がありましたが、これは低所得者の方もこれだけ預かり料は取られるということなんですか。

西田参考人

低所得の方はいただきません。

濱崎國治委員

無償で預かってるということで理解していいですか。

西田参考人

低所得の方々からは料金はいただきません。

濱崎國治委員

ということは、狂犬病の予防注射をしてない方の分については、あるいはワクチンの代金については、預かったほうが支払っているということで理解していいですか。

[西田参考人「もう一度お願いします」と呼ぶ]

低所得者と思われる方の預かり賃はいただいていないということですかね。それからすれば狂犬病の予防注射代とか、ワクチン代についてはボランティアでしているあなた自体が支払ってるということなんでしょうか。

西田参考人

その部分はまだ保護していないものですから、保護は低所得からの預かりは今やってないところです。

濱崎國治委員

先ほどは低所得者からの。

[西田参考人「いただかないということで」と呼ぶ]

濱田洋一委員長

挙手をしてください。まだ発言中です。

濱崎國治委員

低所得者の方の預かり代ということだったので、もし狂犬病の予防注射のワクチンをしていない場合は、あなたのほうで負担しているということで理解してよろしいですか。

西田参考人

そういう方のときは負担していくつもりでいます。

濱崎國治委員

現在のところそういう方は、例えば低所得者の方の犬、猫を預かっているけれども、狂犬病予防注射のワクチンも施術されていない方はいないので、その分については負担していないという、そういう考えですかね。そういうことで理解してよろしいんですか。

西田参考人

よろしいです。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

ほかの委員の方からないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

すみません、参考人、私のほうから1点だけですが、ここの陳情書に記載されてます、いわゆる狂犬病予防接種、または猫のワクチンの施術等について、いわゆる今後低所得者の方がそういうふうに預かってくださいよと話があった場合について、いわゆる実績と言いますか、それはないんだけど、それを見越した中で今のうちに創設してほしいという理解でよろしいんですかね。

西田参考人

それでよろしいです。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

確認ですけれども、低所得者かどうか預かったときに、本人に聞いてあなたは低所得者で、いわゆる税金も払えないような状況なのか。あるいはそういう方については、3万円かかる、2万円とか1万5千円かかるのも、それはボランティアであなたが負担するということでよろしいんですね。

西田参考人

そのとおりです。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、以上で提出者への質疑を終結します。

本日はお忙しい中、本委員会の審査のためにわざわざ御出席いただきありがとうございます。ありがとうございました。

どうぞ、お帰りになって結構です。

〔発言する者あり〕

休憩します。

(休憩 13:43～13:47)

(市民環境課入室)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き審査を再開いたします。

午前中、市民環境課のほうに狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書を議題として、市の現状等を説明いただきましたが、その中で、委員の皆様方からの質疑がありまして、新たな回答ということで書面にて提出いただきましたので、課長のほうから御説明をお願いいたします。

松田市民環境課長

午前中の陳情に対する質問等に関する回答であります。

まず最初は、狂犬病予防接種料金の免除に関する要望書の一連の流れはということで、そこについてはまず1番目に、狂犬病予防接種料金の免除に関する要望書が令和元年10月1日付けで提出されました。このときに本人に話をしたら、再度確認するような話だったもんですから、ただ市としては、要望書が提出されましたので、令和元年10月3日に市長と副市長に報告をしたところであります。②について、狂犬病予防接種料金の免除に関する要望書について、令和元年12月2日に西田氏が来庁されました。これについても申請が出されたんですが、中身についてもう一度精査したいということで、補助要望書を提出するとの報告を受けたところであります。③について、西田氏から提出された要望書について、令和元年12月17日、市長、副市長と要望書の対応について協議を行っているところであります。④について、狂犬病予防接種料金の補助に関する要望書が令和2年1月30日に提出され、同日に市長、副市長に報告、確認をしていただいたところであります。

2番目につきまして、日本における狂犬病の発生状況について、いつが最後かとお尋ねでありますが、狂犬病予防法が1950年に施行され、犬の登録、予防注射、野犬等の抑留が徹底されるようになり、1956年、1人発生したのが最後であります。

続きまして、狂犬病予防注射を受けない場合、何か罰則があるのかのお尋ねでありますが、毎年、年1回予防接種を行うことが義務付けられており、違反した場合は、狂犬病予防法第27条で、20万円以下の罰金が適応されるということであります。

続きまして、狂犬病予防接種料金の補助については、県内または全国で行っているところはあるのかのお尋ねでありますが、出水市保健所に問い合わせたところ、現在行っているところはないとの回答でありました。

次に、犬の殺処分の件数はということでありますが、平成30年の実績で、出水保健所管内で5件あり、そのうち阿久根市は0でありました。

次に、犬の引き取り保護件数はということでのお尋ねでありますが、平成30年度実績で、出水保健所管内では9件あって、そのうち阿久根市は1件でありました。以上報告させていただきます。よろしくお願いします。

濱田洋一委員長

課長のほうから、午前中の質問に対する回答ということで説明をいただきました。

委員の皆様方からほかに質疑等ございませんでしょうか。

竹原信一委員

この中にですね、1956年に一人と書いてありますけれども、狂犬病は犬になる病気です。犬の、これは人間がうつったという話ですよ。犬のほうは狂犬病になってるんじゃないかという、確認というのはほかにはなかったんですかね、犬の場合は。

野中環境対策係長

犬の件に関してはちょっと確認されておられません。

竹原信一委員

もう60年以上確認されていない。ハンセン病の場合はもっと短かったっけ。撲滅宣言みたいなのがあって。この状況ですよ、狂犬病注射しなきゃいけないというモチベーションはちょっと低くなる可能性がありますよね。国のほうはどのような、どう思います、皆さん実際の話が。60年間日本で、狂犬病発見されてないけど、毎年3千円ないし8千円かけて注射しなきゃいけないというのはちょっと理不尽のような気はしますけども、そういう考え方というのはどっから出てきたりとかはしてないんですかね。

松田市民環境課長

自分なんかも以前、テレビを見てた時に、東南アジアを旅行された、ちょっと国は忘れたんですが、その方が犬に噛まれて、狂犬病で亡くなったという話等をテレビで見たことがあったんですが、これも昨年度中だったと思うんですけど、やはりこの狂犬病についてはそういった菌を持った方が日本に来たりすれば、そういった可能性があるということなんかも自分もそのニュースを見て非常に感じたところは、担当課ということもあったんですが、そういったところもアジアの国では実際狂犬病というのが、中国なんかもよくテレビなんかで流される部分があるもんですから、非常に病気にかかった時の人にうつるのは大変危険であるというのは認識しているところであります。そういったところからすれば、必要性でなかなか日本は現に発生してない状況であるんですが、やはり必要性があるのかなというふうに感じているところであります。

野畑直委員

今、もらった資料について少しお尋ねをいたします。最初、令和元年10月1日付けの要望書について、これは先ほど私たちも預かったんですけれども、このことについて西田氏は、要望書をもう一度精査して補助要望書を提出するとの報告があったということですが、この精査した要望書というのはないんですか。2回目の要望書。

松田市民環境課長

②に2回目の要望書が提出されたわけなんですけど、1回目もだったんですけど、西田氏ですね、中身の要望書について、こちらも聞き取りをする中で、本人に確認したところが、その辺りがまだ不透明である部分があったもんですから、そこについて、要望書についてはどうされますかということで話をしたら、確認してもう1回出すということ言われたもんですから、10月1日の分は受け付けさせていただいたということで、そこについては市長、副市長にはお知らせしてるということであります。

野畑直委員

先ほどですね、参考人に聞いたところ、市役所のほうには令和元年10月1日付けで、出水保健所から許可をいただきましたよということで市役所のほうに要望書を出したと。しかしながら、出水保健所から許可をもらった年月日を尋ねられたところ、令和元年10月3日だったということだったもんですから、ここに食い違いがある。だから、精査された後の2回目の内容については、その辺の訂正されていたのかなあと思って、その要望書があるかないかを尋ねたところですけども、それはないということであれば、それはそれでいいんですけ

れども、食い違いがあることは間違いなく10月1日と、10月3日の日付の食い違いがありますので、その辺は役所のほうも留意してもらいたいと思います。

それから、令和2年になって、1月30日に提出された狂犬病予防接種料金の補助に関する要望書というふうに書いてありますけれども、議会が受け付けたのは陳情書となっておりますけれども、このことについては何か違いがあるんですか。議会のほうは令和2年1月29日に受理しておって、市役所のほうには1月30日に提出されたとなっておりますけれども、中身が違うものなのか、どうなのかというのを教えてもらいたいと思います。

松田市民環境課長

まず、10月1日のときに申請出していただいたときの部分については、確かに保健所に申請したものをコピーしていただいております。この保健所に出したのが、2019年9月19日ということで、届出書であります。西田氏に確認したところ、保健所にはこれを届出をするだけで、許可証というのはないということでありましたので、保健所に9月19日に出した届出書と要望書を一緒に付けて、自分たちのほうは受付をさせていただいたところであります。それと、今年度の1月30日についてのお尋ねであります。確かに阿久根市については令和2年1月30日に提出されたのは要望書であります。議会のほうに出されたのについては確かにこれは自分たちも控えをいただいておりますが、陳情書であります。中身を確認させていただいたところ、中身については同じということで、ただ陳情書と要望書の分だけが変わっているということで、自分たちはそういうことで判断させていただいているところです。

野畑直委員

こういう審査をしているときですからね、文言が違うことで、中身が違うのかこうして尋ねないとわからない分でありますので、令和2年1月30日に提出されたものについても、やはり私たちには配布すべきだと思います。それから、先ほど説明があった届出でいいんだということであれば、その届出書のコピーとそれでいいものであると、許可をいただいたと書いてあるもんですから、普通、許可をもらえば、許可番号とか出てくると思って、今市民環境課から来てもらいましたけども、許可番号等についても聞こうと思ったけれども、許可番号というものはないということですか。

松田市民環境課長

この届出書はあくまでも、本人が届出すれば保健所としては許可証ということじゃないということで、届出だけでいいということで確認しておりますので。そこについては再度、保健所に確認させていただきたいと思うんですが、自分たちが聞いたところはそういうことで、これは許可を出すということじゃないということでは聞いております。

野畑直委員

先ほどから、やはりこれは公文書になりますので、こだわったように聞こえるかもしれませんが、そうであれば出水保健所に届出をしたところでございますというふうに書かないと、許可をいただいてとなれば、何か厳正な審査があつて許可をもらうとか、常識的にはそういうふうに考えますので、大きな違いがあると思いますので、この辺は役所としても要望書を受け取った時点で、届出書なのか許可証なのかというのは確認し、そして要望書が出た時点で提出者にしっかりと確認を取っておくべきだと思いますけれども、その辺がされていないようですが、その辺についての見解はどうですか。

松田市民環境課長

今、確かに言われたように、この届出書についての許可というのを再度、保健所に確認させていただいて、そこについて許可証ということであればですね、その許可証は発行されて

いるかというの確認もさせていただいて、報告させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

野畑直委員

肝心なことです、これだけに限らず、今後もですね、こういう問題があるかもしれませんので、届出と許可は全然違うものであることをよく考えて、今後また対応してもらうようにしていただきたいと思います。

竹原信一委員

今の件は、電話1本で済む話ですから、今聞いてもらいたい。よろしくお願いします。

松田市民環境課長

わかりました。

白石純一委員

先ほどいただいた回答書の中で、Q&Aの①のAの3行目ですね、要望書が提出されたので令和元年10月3日、市長、副市長に報告したとありますが、こういう要望書がありましたよということで口頭で報告されたのみなのか、その要望書を実際に市長、副市長に上げられたのか、どちらですか。

松田市民環境課長

この10月1日の段階で、免除に関する要望書ということで本人が言われたんですが、そこを確認する上で再度、この要望書については修正、確認してからもう一度出されるということをして西田さんが言われたもんですから、それについてはいつ提出されるのかというのはわからなかったもんですから、今こういうことで出されてますということで、とりあえずそのときは口頭で報告させていただいたということでもあります。

白石純一委員

③で、市長、副市長と要望書の対応に協議を行ったとありますので、これは10月1日で提出された要望書について、協議を行った。つまりその場では、市長、副市長にも見ていただいているということではないんですか。

松田市民環境課長

この12月17日については、12月2日に西田氏が市民環境課に来庁されて、この要望書についてということで、話をする中で、そこをもう1回精査してということで出されて、本人的にはそこについてはどのようになっているかという話も、次聞きたいという話があったもんですから。それについては、市長、副市長とですね、これに関しての協議をさせていただいて、市の今の状況というのを報告できるようにということで、話をさせていただいて対応したということがこの12月17日の協議であります。

白石純一委員

私が伺ったのは、このときは10月1日付けの要望書は市長、副市長にもお見せになられたということでよろしいですね。

松田市民環境課長

このときの文書についてはですね、こういったことが上がってきてますと、ただし再度申請をやり直すということがあったんですが、そこについては書類を見ていただいたということでもあります。

白石純一委員

12月17日の時点で、10月1日付けの要望書を市長と副市長に見ていただいたという理解でよろしいですか。

松田市民環境課長

そうです。

白石純一委員

④で、狂犬病予防接種料金の補助に関する要望書とあります。この内容が陳情書と全く同じだったということなんですが、陳情書のほうは狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書と、等が入ってるんですが、④のこの要望書は等が入ってなかったですか、細かいことですが、すいません。

松田市民環境課長

要望書のほうも等が入っています。

濱田洋一委員長

課長すいません、今、白石委員が言われたのはこの④のところですけども、市に出された要望書ですよ。これには狂犬病予防接種料金のと、等が入ってないんですがそのことについてです。

松田市民環境課長

すみません、こちらの報告書に私のほうの記入漏れであります。1月30日に提出された分については、等が入っておりました。誠に申し訳ありません。

白石純一委員

中身は全くこの陳情書の内容と同じということによろしいんですか。

松田市民環境課長

要望書と陳情書を確認させていただいたところ、要望書と陳情書の部分だけは違うと思うんですけど、自分なんか陳情書については最初確認が取れなかったんですけど、今見ているところと言えば、中身は一緒だというふうに思っているところです。

白石純一委員

思っているんじゃないくて、それは事実かどうかです。コピーを出していただけることはできるんですか。

濱田洋一委員長

課長、例えばこの陳情書、要望書として行政に出された西田さんの要望書とですね、議会に出された陳情書というのがありますので、それを確認したいということで申し訳ないんですが、コピーのほうをよろしいですか。

それから、私のほうからちょっといいですか。課長、ここの下から2行目、そちらにあるのは分かりませんが、陳情書でいただいているのは市議会におかれましてはと、動物愛護法の趣旨をというふうに書いてありますので、全く内容が一緒であるとは違うのかなと思うんです。ですので、すいませんが行政に出された要望書、これも写しをいただいていいですか。

松田市民環境課長

今のお話なんですけど、要望書のほうも市議会ということで出されてますので、ここについては中身的には全く一緒じゃないかなと。

野畑直委員

ということで、1回目の要望書もコピーをもらってるので、その要望書のコピーをもらえればこっちで見るということができますので、ぜひコピーをもらってください。

濱田洋一委員長

わかりました。

それではほかに質疑ありませんか。

竹之内和満委員

狂犬病の予防注射をするとき各公民館に回ってきて、そこで受付で3,400円やりますよね。その3,400円というのは1回市がもらって、その後に注射を打ってくれた先生たちに3,400円丸々支払うわけですか。

野中環境対策係長

3,400円のうちに、550円というのは市の歳入になります。それは注射済み表の発行のお金を550円、経費としてもらって、残りを出水保健所のほうに残りを支払うということでございます。

竹之内和満委員

結局、注射打ちに来る先生は動物病院の先生だったりするんですが、そのお金自体は保健所のほうに払うということですか。

野中環境対策係長

一旦、出水保健所に事務局があるものですから、動物の保健所内にですね。その事務局のほうに一旦お金を入れるということになります。それから先生たちにお金のほうを支払うということでございます。

竹之内和満委員

となると、550円は市のほうにきて、残りの2,950円が実質的に払うということですね。わかりました。

濱田洋一委員長

ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

それでは陳情に対する所管課への質疑が終了しました。

先ほど、委員の方々からありましたコピーと、保健所への確認ということで、また、所管課のほうにはこの後、申し訳ございませんがよろしくお願いします。

それでは暫時休憩をいたします。

（市民環境課退室）

（休憩 14:11～14:25）

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど、資料請求の話がありましたが、所管課のほうに請求をいたしましたけれども、委員会としての資料請求を行いたいと思いますが、委員会としての資料請求ということでよろしいですか。

〔「お願いします」と呼ぶ者あり〕

委員会として資料請求を行います。

（市民環境課入室）

濱田洋一委員長

それでは所管課のほうに再び出席をいただきました。

先ほどありました保健所への確認の件につきましてとですね、この要望書の裏のほうに契約書というののも添付してございますが、簡単な説明をお願いしたいと思います。よろしくお

願います。

松田市民環境課長

要望書についての説明ということなのですが、西田氏が今回、1月30日付けで狂犬病予防接種等料金の補助に関する要望書ということで提出される中で、動物保護に関する契約書ということで一緒に添付してあります。この中については、西田氏が依頼主から預かった場合についての1から5項目ということで、それぞれ負担金等を求める部分で契約をするんだということで一緒に添付されたということでもあります。要望書については総務課とも確認させていただいて、原本をコピーしたということで報告させていただきたいと思います。

先ほどの第2種動物取扱業届出書についてなのですが、先ほど保健所に確認させていただいたところ、これはやはり届書だけでいいということで、許可証はないということでありました。よろしく願います。

竹原信一委員

つまり許可というものではないということですね。

松田市民環境課長

あくまで届出であって許可は必要ないということです。

濱田洋一委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で所管課に対する質疑が終わりました。

ありがとうございました。

(市民環境課退室)

濱田洋一委員長

それではこれより採決へと入ります。

これより討議に入ります。

白石純一委員

高齢者で、かつ低所得の方でなかなか予防接種やワクチンを打てない方がいらっしゃるというのもおそらくこれから増えてくると思います。こういった形で、特に低所得者の方からボランティアで預かれるということは大変意義のあることだとは思いますが、どれぐらいの実際、頭数があるのか。その辺りが全く実情としては見えておりませんので、このまま市としても予算組みも難しいことですので、このまま採択というのは厳しいのかなと思います。ただ、趣旨というのはわからなくはないので、ちょっと私も迷ってるんです。趣旨採択という選択肢もなきにしもあらずかなとは思いますが。

竹之内和満委員

これから先はどうしてもやっぱり必要になってくるものだと思います。資料にもありますとおり、高齢者のペットを飼っている問題というのは、これから必ず出てくるとは思います。ただ、どうしても準備不足の感が否めない感じがいたします。その条件にしても、1人住まい高齢者低所得、どの辺で判断するのか、非課税なのか。その辺も曖昧であります。もうちょっと準備をしていただけてから、もう1度提出をいただければ、またそこで意義ある審議ができるかなと思います。よって、白石委員が言われたとおり、趣旨採択でいいのかなというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ次に討論に入ります。

〔発言する者あり〕

休憩に入ります。

(休憩 14:33～14:35)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き審査に入ります。

次に討論に入ります。

牟田学委員

先ほど討論の中で竹之内委員も言われたように、この陳情に関しては準備不足かなと意見もあり、私も所管課の話を聞いたときに、去年で相談件数が1件あったという中で、やはり時間をかけてそこ辺りの頭数、相談件数とか、もうちょっと煮詰めないとなかなか厳しいのかなと。だから、時間をもうちょっとかけるという意味で趣旨採択がいいと思います。

野畑直委員

皆さん趣旨採択という意見が多いと思いますけれども、今日、参考人招致、あるいは市民環境課の担当に話をいろいろ聞いた中でですね、どうも整合性のないところもあり、そしてまた、予防接種等について市としてもなかなか実数を把握してないところもあり、今後こういうこともしっかりと把握しながら、動物を愛護するという意味では大変大事なところですが、今回については趣旨採択という形で進めたほうがいいのかというふうに思います。

濱田洋一委員長

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

なければ討論を終結します。

それでは、陳情第1号、狂犬病予防接種等料金の補助に関する陳情書を採決いたします。

本件は先ほど来、委員の大半の方から趣旨採択という意見がありましたが、趣旨採択とすべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決しました。

○所管事務調査について

濱田洋一委員長

失礼しました。

次に本委員会の所管事務調査を議題とします。

本委員会では、学校規模適正化について及び閉校後の学校施設の利活用の2項目につきましては、薩摩川内市を視察し、原子力発電所の安全性について、県の原子力防災訓練を視察いたしました。そこで、今後の所管事務調査について、これまでの調査結果を踏まえ、各委員の御意見をお伺いいたします。

白石純一委員

学校跡地の活用については、薩摩川内市で話をうかがって大変勉強になりました。市が本当に幾つかの選択肢をもって、またそれぞれの選択肢の課題等も踏まえながら実際に地元の方々、そして民間等かなり綿密な打合せを重ねた上で実現していったという過程が、大変阿久根市としても目指すべき姿ではないのかなと思ったところです。したがって、このようなことは阿久根市としてできるのかということを執行部にもう一度質してみたい、意見を聞いてみたいところではあります。

濱崎國治委員

大川中学校の閉校後の課題も出てまいりますので、統廃合とか跡地活用については、継続して審査をしていただきたいと思います。

野畑直委員

前回の議会の中で、教育長が今年3月に何らかの形を示すということでしたので、今後も継続して調査をしていくべきだと思います。

竹原信一委員

学校規模だの、利活用、それから原子力などがありますけれども、それぞれについて視察をして、結論と言いますか、委員会としての考え方というものを示す必要があるんじゃないでしょうか、ちゃんと議論してね。同じようなまねをすべきなのか、それともこれは別に阿久根市としては別な方向にすべきなんじゃないか。原子力防災についても、防災訓練のあり方についてもこういうふうな問題があるんじゃないかと、そういう結論と言いますか、考え方をしっかり行政のほうに示さないと、それぞれの議員が勉強になりましたじゃあ金かけた意味がないんじゃないかなあ。一つ一つについてちゃんとかわった委員会として、その段階なりの結論、見方を示して行政側に提示する。それは、その仕事はしなきゃいけないと思いますよ。

濱崎國治委員

ですから、継続した所管事務調査をお願いしたいと思います。

竹原信一委員

私が言った意味は、調査ではなくて、段階の結論を一回一回、結論と言いますか、提示するようにしないといけない。調査は作業でしょう。見に行くでしょう。そういうことじゃなくてちゃんと出していかないといかんということ。

牟田学委員

先ほど白石委員が言われた統廃合の、要はこの間川内を調査しましたけれども、じゃあ阿久根にとって、阿久根としてそういうこともする考えがあるのか。そこはやっぱり執行部に聞いてですね、これから先も調査するべきだと思います。だからもちろん、継続審査なんですけれども、1回、執行部の考えを聞いてですね、次に進むというかですね。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

休憩に入ります。

(休憩 14:44～14:53)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほど来、委員の皆様からありました、これまで本委員会では、学校規模適正化について及び閉校後の学校施設の利活用についての2項目。それから、原子力の安全性についてということで、合わせて3つの所管事項を調査してまいりましたが、引き続き、令和2年度におきましても、この3つの事項につきまして、より深く進んだ調査をしていくということで、委員会としては今期はそういうふうに進めていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」「異議なし」と呼ぶものあり〕

以上で、当委員会に付託されました案件はすべて議了しました。

ただいま議決されました案件に対する委員会審査報告書の作成及び委員長報告、議会だより原稿の記載及び提出につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

御異議なしと認めます。

よってそのように決しました。

以上で総務文教委員会を散会いたします。

（散 会 14時55分）

総務文教委員会委員長 濱 田 洋 一